

【平成23年度国民年金保険料】

平成23年度国民年金保険料

【平成23年度国民年金保険料】
 定額保険料 月額15,020円
 (平成23年4月分〜平成24年3月分)

■国民年金保険料は前納することと割引になります

①保険料を前納(現金納付)すると割引額が増えます。

国民年金保険料を一括して前納すると、現金払いは3,200円の割引となります。(1年度分の保険料額180,240円が177,040円になります。)

6カ月前納は、現金払いで730円の割引となります。(6カ月前の保険料額90,120円が89,390円になります。)

※1年度分前納用・6カ月前納用の納付書は4月上旬に砂川年金事務所から郵送されます。

*一部納付の保険料月額は、4分の1免除で11,270円、半額免除で7,510円、4分の3で、3,760円です。

②月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にするとお得です。

通常の口座振替(当月保険料

の翌月末引き落とし)は定額保険料ですが、口座振替を早割にするると月50円の割引となります。

申込みいただく、初回の口座振替にて2カ月分の保険料(割引なしの1カ月分と50円割引の1カ月分)が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

※手続きは、砂川年金事務所または預(貯)金口座のある金融機関でお願いします。手続きの際は、①国民年金保険料納付案内書または年金手帳、②預(貯)金通帳③金融機関届出印をお持ちください。

※引き落としは、手続きをした翌月または翌々月となります。後日郵送される「口座振替のお知らせ(ハガキ)」で開始月を確認してください。

■平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまででは障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者やお子さんがいる場合、障害等級が1級または2

級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。

▼平成23年3月までは、受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、受給権発生時(*)から加算の対象となります。

*受給権発生時における生計維持関係を確認して行いました。

▼平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます

○平成23年4月1日より前にいて、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子さんを有している場合には、法施行時(*)から加算の対象となります。

○平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持することとなった場合は、その事実が発生した時点(*)から加算の対象となります。

*婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を認めることとなります。

問合せ 砂川年金事務所 ☎ 52-2144

赤平市市税等収納向上対策本部

市税の厳格な徴収強化を進めています！

進めています！

多くの皆さんには、納期内納税の協力をいただいておりますが、中には納期限が過ぎても税金を納めていただけない方もいます。

税負担の公平性確保の観点から、納期内に納付または納入がないときには、督促状や催告書などを発送して納税を促しています。

それでも未納が続く滞納者に対しては、預貯金や給与などの差押えを積極的に行っています。

新年度を迎えるにあたり、過年度分の未納の解消に全力で取り組みますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

納められない理由がある方は、お早めにご連絡ください。

■税務課納税係 ☎ 32-2219

【今月の納税】

■介護保険料 第1期
 納期 5月2日(月)まで

国税庁からのお知らせ

今般の地震の被害を受けて避難されている方につきましては、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。

この他の地域に納税地のある方につきましても、交通途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、滝川税務署(☎51-1009)までご相談ください。

■■■納税(付)相談について■■■

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

■事務局■
 税務課納税係
 ☎32-2219